

別記(三)

府下代々木初台五〇六

芝 廣吉 殿

(封筒三重茶色裏面記載ナシ)  
(用紙白色小型十行原稿用紙)

働かせる食はせるのやむにやむぬ要求のため生死を賭して血を流して  
行いつたる星の従業員を蹂躞する海軍に遠慮は要せず  
従業員に要する即時容赦もさもなくば妻子らとともメスすべし  
滝道は第三者として黙してはおれぬ

ストライキ防衛協議会

芝  
ドノ

5. 6. 30  
1284

労務第一八九号

昭和五年六月十八日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣安達謙藏殿  
社会局長官 殿  
各府府縣長官 殿

北海道京柳大改神事  
及府委知事財福 閣

星製菓株式会社労働争議之関スル件 (西茅水回報)

- (1) 会社側ニ於テハ出勤ノ増加ニヨリ作業ヲ回復シマハルニ本争議ノ解決ヲ希望スルノ情勢ニヨリ
- (2) 従業員側ニ於テハ十五日ノ暴行事件ニヨリ首脳部檢査セラルルニヨリ労働受本都ヨリ上村其ノ他指導者ヲメ東渡セルモ気勢甚々ナク
- (3) 社員側ニ於ケル破産対立ノ状態ニ在ルニヨリ本下新実行委員長ハ各職全ヲ